

奈良県障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会づくり条例

(概要)

奈良県健康福祉部障害福祉課
【平成27年9月】

「奈良県障害のある人もともに暮らしやすい 社会づくり条例」の制定に関する経緯

国	県
H18.12 第61回国連総会において「障害者権利条約」を採択	
H19. 9 「障害者権利条約」に署名	
H20. 5 「障害者権利条約」が発効	
H23. 8 「障害者基本法の改正法」が公布	
H25. 6 「障害者差別解消法」が公布	
H26. 1 「障害者権利条約」を締結	
	H25.8 「奈良県障害者差別をなくす条例を作る実行委員会」より「奈良県障害者差別をなくす条例」(仮称)の制定を求める陳情
	H25.10 「障害者差別をなくす奈良県条例」(仮称)の制定に関する請願書を採択
	H25.12 県議会へ今後の方針を報告
	H26. 6～H26.12 「障害者に関する条例制定に係る検討委員会」を開催(第1回～第6回)
	H26.9～H26.10 障害者団体との意見交換会(19団体)
	H26.12～H27.1 条例骨子案パブリックコメント
	H27. 2 「奈良県障害のある人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下「条例」)」を2月定例県議会へ上程
	H27. 3 条例が議会において議決
	H27.10.1 条例が一部施行
H28. 4.1 「障害者差別解消法」が施行	H28. 4.1 条例が全部施行

前文

基本的人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

目的

障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解(以下「障害を理由とする差別の解消等」という。)の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

【第1条】

定義

○障害のある人

⇒身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

○社会的障壁

⇒障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

【第2条】

基本理念

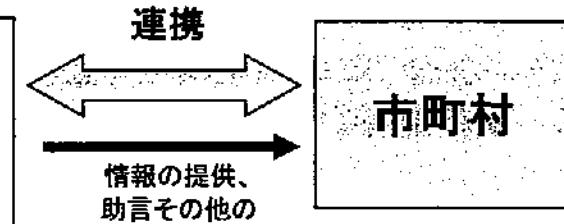
全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ①障害のある人の尊厳の重視 ②障害のある人の社会参加の促進 ③ともに生きる社会の実現、
④意思疎通等の選択の機会の確保 ⑤相互交流の促進及び県民理解

【第3条】

県の責務、県と市町村の連携

県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。



【第4条、第5条】

県民及び事業者の役割

県民及び事業者は基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する关心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努める。

【第6条】

財政上の措置

県は、障害を理由とする差別等を解消する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【第7条】

第2章 障害を理由とする差別の禁止

不利益な取扱いの禁止

何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 福祉サービスの提供における差別
- 雇用等における差別
- 不動産の取引における差別
- 建物等・公共交通機関の利用における差別
- 医療の提供における差別
- 情報の提供と受領における差別
- 教育における差別
- 商品の販売・サービスの提供における差別

【第8条】

社会的障壁の除去のための合理的な配慮

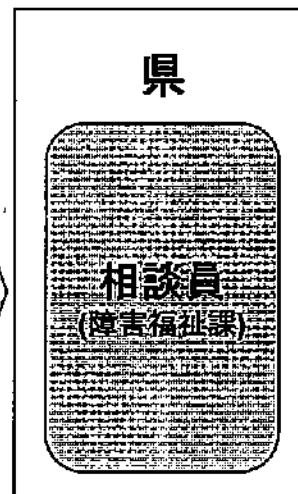
何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとなるよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【第9条】

第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

差別等事例発生

相談



【第10条、第11条】

第4章 奈良県障害者相談等調整委員会

- 助言又はあっせんを行うほか、障害のある人の権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議を行う県の附属機関
- 委員は次の者から15名を任命。任期は2年。
 - ①学識経験を有する者
 - ②障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - ③事業者を代表する者
 - ④その他知事が適当と認める者
- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

【第16条】

助言・あっせんの手続

- 差別等を受けた障害のある人
- 家族、保護者、後見人その他の関係者

解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

知事

助言・あっせんを行わせる。

○奈良県障害者相談等調整委員会

- 助言やあっせんを行い、関係当事者の間での話し合いによる解決を図る。
- 必要に応じ、関係当事者に資料の提出や説明を求める。
- あっせん案を作成し、関係当事者に提示する。

知事による勧告

差別等の解消

知事による公表

【第12条～第15条】

第5章 障害及び障害のある人に関する理解の促進

県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の关心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする。

【第17条】

第6章 雜則

この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

【第18条】

第7章 罰則

相談員及び調整委員会の委員で、守秘義務違反をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【第19条】

附則

この条例は平成27年10月1日から施行する。ただし、以下の規定については、平成28年4月1日から施行する。

- ①第2章 障害を理由とする差別の禁止(第8条、第9条)
- ②第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策(第10条から第15条まで)
- ③第7章 罰則(第19条)

